

平成 28 年第 1 回 札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成28年第1回教育委員会会議

1 日 時 平成28年1月19日（火） 13時30分～15時00分

2 場 所 S T V 北 2 条 ビ ル 4 階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	長 岡	豊 彦
委 員	山 中	善 夫
委 員	池 田	官 司
委 員	阿 部	夕 子
教育次長	大 友	裕 之
生涯学習部長	長谷川	雅 英
学校施設担当部長	本 居	文 男
学校施設課長	佐 藤	敬 宏
計画係長	前 田	憲 一
計画係員	高 橋	健 吾
学校教育部長	引 地	秀 美
教育推進課長	仙 波	晴 彦
学びの支援係長	塩 越	寛 史
特別支援教育推進担当係長	田 中	進 一
教育課程担当課長	長谷川	正 人
企画担当係長	工 藤	真 嗣
企画担当係長	渋 谷	一 典
児童生徒担当部長	松 田	昌 樹
児童生徒担当課長	須 藤	勝 也
児童生徒担当係長	佐 野	恭 敏
児童生徒担当係長	桑 原	俊 二
教職員担当部長	檜 田	英 樹
中央図書館長	千 葉	真
総務係長	垣 田	和 俊
総務係員	佐 藤	麻 弥
総務課長	竹 村	真 一
庶務係長	井 上	達 雄
書 記	岡 部	歌 織

4 傍聴者 2名

5 議 題

議案第1号 平成28年度札幌市学校教育の重点について

議案第2号 札幌市いじめの防止等のための基本的な方針（案）について

議案第3号 札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例案に係る意見について

議案第4号 札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会委員の委嘱について

議案第5号 札幌市図書館協議会委員の委嘱について

【開 会】

○長岡教育長 これより、平成28年第1回教育委員会会議を開会します。

本日の会議録の署名は、池田官司委員と阿部夕子委員にお願いします。

本日は、臼井委員、池田光司委員から、所用により会議を欠席される旨の連絡がありました。

本日の議案第3号は、議会の議案についての意見の申出に関する事項、議案第4号及び第5号は、附属機関の委員任免に関する事項です。

教育委員会会議規則第14条第1項第3号及び第4号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○長岡教育長 それでは、議案第3号以降は公開しないこととします。

【議 事】

◎議案第 1 号 平成28年度札幌市学校教育の重点について

○長岡教育長 議案第 1 号について、事務局から説明をお願いします。

○学校教育部長 議案第 1 号「平成28年度札幌市学校教育の重点について」ご説明します。

札幌市学校教育の重点については、各学校の学校経営や教育課程の編成、実施、生徒指導等に生かすために、特に重点となる施策や教育内容について教育委員会が毎年策定しています。

本日は、平成28年度版の内容について決定していただくため、本案を提出するものです。

お手元に、平成28年度の札幌市学校教育の重点の原稿案と、現在使用している平成27年度版の冊子を準備しました。

この平成28年度札幌市学校教育の重点については、全体の構成について大きな変更はせずに、今後 5 年間の中期実施計画である「まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015」の内容を踏まえた修正などを行うこととして、このたび原稿案を作成しました。

それでは、平成28年度版の原稿案について、平成27年度版から加筆した箇所を中心にご説明します。

まず、表紙についてですが、レイアウトと説明文については変更せず、写真を新しいものに変えています。

各写真の説明ですが、一番上の写真は、今年度開校した開成中等教育学校の生徒が、学習課題を解決するために現地取材を行っている様子です。上から 2 枚目は、豊明高等養護学校における家庭科のエプロン製作の様子です。上から 3 枚目は、市立高校が合同で毎年実施している職場体験学習の様子です。右下の写真は、教育委員会が主催している中学校文化系部活動等スポーツ大会において、生徒が長縄跳びを行っている様子です。その左隣の写真は、小学校の音楽の時間で、歌いながら体を動かしている様子です。左下の写真は幼稚園で、自分でつくったバイオリンで演奏をしている様子です。

なお、表紙については、原稿案の最後に別の案を用意してありますので、そちらも含め、ご議論をお願いします。

それでは、1 ページをご覧ください。

平成27年度版では、札幌市教育振興基本計画に関することを掲載していましたが、28年度版では、全体のページ構成を勘案し、27年度版では 3 ページにあった札幌市の学校教育が目指す子ども像を 1 ページに掲載し、札幌市教育振興基本計画に関することについては、最後の裏表紙の裏に掲載することとしてい

ます。

次に、2ページから6ページにかけての学ぶ力の育成についてです。ここでの大きな修正点は4ページになりますので、4ページをお開きください。

まず上段ですが、平成27年度に、さっぽろっ子「学ぶ力」の育成プランを改訂し、指導方法の工夫改善を図る5つのポイントを示しておりますので、このことを学校教育の重点にも掲載しました。

また、下段ですが、札幌市教育振興基本計画における前期アクションプランの重要項目の1つとなっている課題探究的な学習について、各学校における取組が一層進むよう、課題探究的な学習のプロセスや展開例を図により示すこととしました。

次に、7ページから9ページにかけての豊かな心の育成についてです。

7ページの中段に、特別の教科、道徳について示しています。これは、小学校は平成30年度から、中学校は平成31年度から、それぞれ道徳が教科になることを見据え、道徳の指導の充実を一層図る必要があることから、要点について記載したところです。

次に、7ページの下段から8ページにかけてご覧いただきたいのですが、命に関する指導やいじめ、不登校について、札幌市としても喫緊の課題ですので、1ページ増やし、対応方法等について従来よりも詳しく記載しています。

次に、10ページ、11ページの健やかな身体の育成についてです。

まず、10ページですが、体力向上も札幌市の大きな課題となっていますので、中段のところに小・中学校の実践例を示し、取組の充実を促しています。また、下段の食育の推進についても、食生活の大切さを理解し、実践する指導について記載しています。

次に、12ページ、13ページの札幌らしい特色ある学校教育についてです。

ここでは、全ての中学校に段階的に配置される学校図書館司書を生かした学校図書館の活用について、下段に記載しています。

次に、14ページからの学校教育の今日的課題についてです。

まず、15ページの特別支援教育ですが、縦書きの枠の中に合理的配慮による学びの充実について記載しています。

また、17ページ、項目の2つ目の外国語教育の充実のところに、札幌市としては外国語教育の充実を一層図ることとしていることから、小学校外国語活動の充実について新たに記載しています。

最後に、19ページ、20ページの信頼される学校の創造についてですが、20ページをご覧ください。下段に、家庭における学習習慣や生活習慣についての学校からの情報発信について新たに記載しています。

以上、平成28年度札幌市学校教育の重点の原稿案について説明しました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○長岡教育長 ただいまの事務局の説明に対してご意見、ご質問等がございますか。

○池田（官）委員 全体的にとってもよくなったと思うのですが、逆に、スペースの関係等で、平成27年度には記載があったけれども、平成28年度からは除かざるを得なかったという項目がありましたら教えていただきたいと思います。

○学校教育部長 平成27年度版2ページをご覧ください。アクションプラン前期の施策体系をカットして、教育振興基本計画の全体をそのまま載せています。

○長岡教育長 大きくはその1点ですか。

○学校教育部長 はい。

○池田（官）委員 ほかの項目の部分は、幾つか加わったところはあるけれども、大きく除かれたところはないという理解でよろしいですね。

○学校教育部長 はい。

○長岡教育長 教育振興基本計画のところは、同じようなものを裏表紙に移動させたということですね。

○学校教育部長 そうです。平成27年度の1ページに載っていたものを、今回は裏表紙のその裏に移動しています。

○長岡教育長 要は、裏表紙の裏、21ページ目が今はほとんど白紙状態なところを有効活用したということですね。

○学校教育部長 はい。

○阿部委員 表紙ですが、写真にそれぞれこの学校かということと写真の様子の説明文を入れていると思います。これは、実際に印刷したときもこの説明文が入りますか。それとも、きょうの会議で分かりやすいように入れているのですか。

○**学校教育部長** 印刷したものにもこの文言は入ります。

○**阿部委員** 今までは特に写真の説明文はなかったところを、平成28年度からその説明文を入れたのはどういう理由ですか。

○**学校教育部長** 活動内容が分かるということと、幼稚園から高等学校、中等教育学校までの発達の段階を表した写真ということで、それが分かるように学校を入れています。

○**工藤企画担当係長** 昨年度も同じ議論があり、昨年度は印刷が間に合わなかったのですが、ホームページでそれぞれの写真の説明を掲載しております。

○**山中委員** 具体的な校名まで入れていましたか。今回、具体的な校名をここまで入れてしまうことについての意見はどのように集約していますか。そこは、ほとんど議論をしていないということでしょうか。

○**学校教育部長** 先ほど申し上げたように、どの発達の段階、どの学校段階における写真かということをより分かりやすく提示したということはありません。

○**山中委員** 小学校や中学校が分かるのは、それはそれで意味があると思うのですが、具体的に何々小学校など、校名まで入れてしまうことがよいのかどうかを検討されたのかということです。

○**教育課程担当課長** それぞれの学校を通して写真の掲載についてはご了承いただいておりますので、学校名まで入れても大丈夫という判断ではありましたが、校種の発達の段階が分かるだけでよいのではないかとということであれば、小学校・中学校と整理することもできると思います。

○**山中委員** 私としては、どちらがよいのか正直に言って分かりませんが、全市に配る場合に、発達段階が分かるということは大事だろうということです。しかし、校名まで入れた形で配ることにどういう意味があるのか、いろいろな反響があるかもしれません。その辺りはどのように検討して載せようということになったのか理解できていないので、そこをお聞きしたいのです。

どういう写真であるかや、小学校や中学校の段階だということは分かる方がよいかもしれない。しかし、校名まで入るのはどうなのか。理由を把握して、そうする方がよいということになるのならよいのですが、それが分からないの

です。

○教育課程担当課長 編集について、一番上の中等教育学校は、昨年度は校舎だけだったのですが、今年度は、子どもたちが入学して、新たな写真が入りました。中等教育学校は開成しかありませんので、開成中等教育学校ということでご紹介しました。その流れから、何校かをそれぞれご紹介となりました。最初の中等教育学校も「開成」を除いて、「中等教育学校」という整理をすることは可能です。

○山中委員 可能だということは分かるのですが、基本として、こういう考えだからこうするというのが伝わってこないのです。どちらも可能だとは思うのです。

○教育課程担当課長 開成中等教育学校の写真の流れから入ったので、特別、学校名のところは入れるか入れないかは、詳細な議論はせずに提案しました。ご意見をいただければと思います。

○阿部委員 昨年、表紙の写真で議論になったのは、使っている写真の内容が何をしているか分からないというところから、何をしているか分からない写真よりも何をしているか分かる写真の方がよいのではないかという意見を私は言ったつもりです。この写真の内容が分かるものであれば、別に説明文は不要ではないかと思っています。通常、表紙に写真のキャプションを入れるのは、編集上、なかなかないパターンなので、私としては、ここに説明文が入るということに違和感があります。また、今回は、何をしているか分かる写真を使っているので、あえてここに説明文を入れる意味が理解できないというか、なぜここに入れなくてはいけないのかという意見です。

山中委員がおっしゃったように、こういう意図があってここに入れるべきだという考えに基づいて入れているのでしたら納得しますが、今のところ、はっきりとした理由が分かりません。前回の流れで写真が何をしているか分からないから入れたということであれば、前回は何をしているか分からない写真だったからそういう議論になったと思います。

あくまでも表紙に載せる写真はイメージだと思うのです。中に載せる写真は、書いていることと一致していないと、なかなか入ってこないと思うのですが、表紙については、イメージ画像という感覚があるので、一つ一つの意味までここであえて何をされていて、どこの学校かまで本当に必要なのかというのが正直な感想です。

○**学校教育部長** 写真で大事なのは、発達の段階が分かって、様々な発達の段階のところで、こういう学びの場で活躍しているということが、表紙として一目に分かる、自然と分かるということが一番大事な部分です。昨年度は、ホームページに、説明も学校名も記載しています。ホームページにはそういう詳しいものにして、表紙の写真は一旦、何をしているのかということと学校名をとって、昨年度と同じような形にするということで進めたいと思います。

○**山中委員** ここまで書くと、少しうるさいかなという気がします。

○**学校教育部長** デザイン的にも、字も小さいし、細々している部分もありますので、今、活動している内容はすぐ分かる写真だというお話をいただいたので、この文言についてはない形で来年度はしていきたいと思います。

○**長岡教育長** 表紙の解説で、裏表紙に注釈があるものもあります。ホームページにも掲載しているのであれば、裏表紙かどこかに、表面の表紙の写真は幼稚園から高等学校、特別支援学校も含めて発達段階を表記していますなど、注釈を入れるとよいのではないのでしょうか。表紙が分からないということであれば解説的なものを簡単に載せるような形で。

○**学校教育部長** はい。スペースを見つけて、そのような形で検討したいと思います。

○**長岡教育長** いかがでしょうか。ほかにありますか。

○**山中委員** 案が幾つかあるものについて、どういう考えでこれだけの案を提示しているのでしょうか。見た感じでこれがよいというものを決めればよいかもしれませんが、こういう考えですということを説明していただいた方がよいと思います。

○**渋谷企画担当係長** 4案までご用意したのは、高等養護学校、中学校の写真です。上から2番目と4番目ですが、2番目の高等養護学校については、作業学習と言われている様々なバリエーションで取り組まれている中で、男女の比率や、どのようなことをやっているのかがより分かるものということで、事務局案は、男子生徒のミシン製縫を載せました。

中学校は、昨年度も縄跳びを掲載していたところですが、今年も、この縄跳びは小学校、中学校で取組が大きく広がってきています。これは私たちが撮っ

た写真ですが、見た感じも躍動感が出ており、運動をしているところが一番しっかり伝わってくるものではないかと思ったものですから、2つあるうちの縄跳びで、よりよいものというイメージで選びました。

○山中委員 第1案の縄跳びは、少し暗いなという感じがします。第3案は足が少しピンぼけになっていると思います。

○渋谷企画担当係長 明るさ等については、入稿して、一定程度、調整が可能だと思います。

○山中委員 分かりました。ほかのものと比べても、第1案は少し暗いと思います。修正ができるなら、それでもよいです。

そういう意味では、一番上の開成中等学校のものも、もう少し明るくした方がよいのかなという気がします。

○渋谷企画担当係長 明るさ、コントラストは、6枚の写真が浮いて見えないように、業者と調整してまいりたいと思います。

○長岡教育長 私から1つお伺いしたいのですが、「学校教育の重点」は、札幌市の教育の重点と言うからには、取組を進めてもらいたいということで325校に配布して、各教職員に渡りますね。あとは任せ切りということではなくて、例えば、家庭との連携や地域との取組、体力など、いろいろなポイントがあると思いますが、そういった部分での学校と教育委員会との連携は、これを配布した後でどういう形で行われていくのでしょうか。

○教育課程担当課長 配布する際に学校に送る連絡文書の中にも、これをただ先生方に配るだけではなくて、計画の立案、様々な会議、研修、そういうもので活用してくださいということで書いており、活用の仕方についても一緒に通知をしているところです。

また、様々な教員の研修の際にも、これを持参していただきまして、これをもとにしながら、さらに理解を深めていくような研修をしてまいりたいと考えています。これは、平成26年度から計画したところです。

○長岡教育長 今お話があったとおりだと思います。重点ができて、学校や教職員に渡したままではなく、特に重点の中でも最重点ということ、ぜひ今年はこれに取り組みたいということは、重く受けとめていただいて、しっかりと進

めてもらう。

何を言いたいかというと、家庭との連携や、体力もそうですが、そういったことで進めていっていただきたいと、私は非常に強くお願いしたいところですので、よろしくお願いします。

○池田（官）委員 15ページの加筆されたところについてですが、障がいのある子どもたちへの合理的配慮による学びの充実に関して、これは私の理解が浅いのかもしれないのですが、特別支援教育の場に限ってという意味合いよりも、もう少し広く、車いすの子どもさんに対する配慮や、特別支援教育の範囲に収まらないところでの合理的配慮と理解していました。そういう理解でよいのかどうかということと、もしそうであれば、ここだけに書いてあると特別支援教育に限定しているという誤解を受けるといった危惧はないかと思います。お考えをいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○学校教育部長 障害者差別解消法が4月から施行になりますので、現在、「札幌市立学校職員における対応要領」を策定中で、年度内に全教職員に渡る予定です。その中に合理的配慮の内容や考え方が出ています。そこを受けて、障がいのある子どもたちの障がいの範囲は、肢体不自由から全部を含めた形になっており、その配慮が大きな考え方になっています。

当然、特別支援の子どもたち以外にも配慮すべきところは各学校において様々な配慮の対応をしています。一旦は札幌市立学校職員における対応要領に基づいた合理的配慮というところで、ここに掲載しました。

○池田（官）委員 整理しやすいところが我々としては考えつかないので、これはこれでよろしいと思います。そのところは、各学校に指導されるときに少しお願いしていただければと思います。

○教育課程担当課長 中段のところを見ていただきたいのですが、幼稚園、小・中学校の特別支援教育のところで、最初に、「通常の学級では」という形で、特別支援学級だけではなく、通常の学級に在籍するいわゆる肢体不自由、または発達障がいの園児、児童・生徒に対しても同じような対応が必要だということで、特別支援教育が特別支援学級や特別支援学校だけではないということが、中の方にはありますので、対応要領の中でさらに詳しく示していきたいと思います。

○山中委員 背景を青にしたのは、ここを特に重視しているという印かと思う

のですが、青の背景の中に青い字で書かれています。青い字は、そもそも薄くなって見にくい上に、背景の青に溶け込んでしまうという感じがあります。字の色を変えるのがよいのかどうかもあるのですが、一工夫が要るかなと思いますが、いかがでしょうか。背景が青ではないところにも青字で書いてあるところがたくさんあります。これも薄くて、印象が薄くなってしまうという感じもあります。白いところに青で書いたものは、そこを強調しているのだとすれば、これでは逆効果だろうと思うし、青い字の使い方を考えていただいた方がよいと思います。

○渋谷企画担当係長 はい。こちらについても、今ご指摘いただいたところを踏まえて、色の調整で見づらくなならないようにしてまいりたいと思います。

○長岡教育長 青い字は意味があるのですか。

○渋谷企画担当係長 中が2色刷りになります。青は、表紙に使われている新幹線グリーンの濃い緑の色の濃淡で表現していくことになるので、その調整をすればはっきり見える、あるいは黒文字で太くするなど、そこは反映することができると思います。

○阿部委員 写真はモノクロになるということですか。

○渋谷企画担当係長 中に入っている写真は、平成27年度版と同じようにモノクロになります。

○山中委員 写真の関係で、1つだけ説明のない写真があるのですが、これはあえて説明しないでしょうか。15ページの右上のところです。

○渋谷企画担当係長 これは調理実習している写真なのですが、抜けておりました。

○山中委員 趣旨としては、特別支援学校における調理実習ということなのですか。

○渋谷企画担当係長 はい。

○山中委員 もう一つは、形式的なことで、特に意味はないとも思うのですが、

3 ページの上の図ですけれども、「学ぶ力を支える 3 つの力」が、平成27年度と比べると重複部分が全然違います。3 つが重複している部分が、今年はかなり大きくしているのですが、小さくなっています。

○学校教育部長 もう少し大きくします。

○長岡教育長 ほかによろしいでしょうか。

この後、印刷をかける段取りになりますね。そうであれば、今、幾つもの意見が出ましたので、それはご指摘に沿った形で訂正していただいて、印刷にかける前に、各委員に最終版をご覧いただけてください。その上でご了解いただいて印刷をかけるという手続きをとっていただければと思います。

議案第 1 号については、ただいまの内容で決定するということによろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、提案どおり決定いたします。

◎議案第2号 札幌市いじめの防止等のための基本的な方針（案）について
○長岡教育長 議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

○児童生徒担当部長 議案第2号「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針（案）について」ご説明します。

まず、いじめは、児童生徒の心身に重大な影響を及ぼし、人として絶対に許せない行為です。学校は、これまでも、いじめを把握した場合には、スクールカウンセラー等を含めた学校組織でいじめられた児童生徒に寄り添い、問題解決するまで適切に対応するよう努めてまいりました。

教育委員会としても、いじめ防止等、学校のいじめ問題の対応について働きかけてまいりました。

本日ご検討いただく「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針（案）」には、今までの取組を踏まえ、今後も実効性のあるいじめ問題への対応をするために、学校や札幌市が実施する取組を盛り込んでいます。

それでは、本日は、別添2の概要版を使ってご説明します。A3判カラーの概要版をご覧ください。

基本方針全体に関わる点についてですが、章の構成や内容が概ね国の基本方針に沿ったものになっています。これは、文部科学省がこれまでに全国の教育委員会を通して各学校に示してきたいじめ問題の対応に基本であり、普遍的なものです。それに加え、平成25年度施行された「いじめ防止対策推進法」に規定された内容も含まれています。

また、札幌市において特に重点化したい対応や、本市独自の施策を基本方針の特長として位置付け、ご覧の概要版の小見出し以外の下線部がこれに当たるところになっています。

それでは、章ごとにご説明します。

まず、第1章、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方についてです。

上から2つ目の四角に、札幌市いじめの現状として、市立学校の全児童生徒を対象に、札幌市が実施している悩みやいじめに関するアンケート調査において、10%を超える児童生徒が今の学年になってからいじめられたことがあると回答しており、各学校ではそれぞれ個別に状況を把握し、対応を進めています。このような現状を踏まえ、いじめ防止等を総合的かつ効果的に推進するために、札幌市における取組の基本的な方針を策定することとしました。

加えて、本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき、市内の学校が学校いじめ防止基本方針を策定する際に参酌するものであることから、札幌市の基本方針が、各学校における取組に生かされ、いじめ防止等がより一層図られることを期待しています。

続いて、第2章、いじめの防止等のために札幌市が実施する取組についてです。

まず、「1 いじめの防止に関すること」では、子どもの権利条例の理念を生かした学校教育の推進を挙げ、子ども未来局で作成している子どもの権利に関するパンフレットを学級活動や道徳の授業において活用しています。

また、一番下の「研究機関との連携」では、北海道大学との共同研究を本年度から実施し、児童生徒のストレスの対処や命を大切にする教育活動を市立学校において普及し、いじめの防止の取組に活用してまいりたいと考えています。

「2 いじめの早期発見・いじめへの対処に関すること」では、スクールカウンセラーによるカウンセリングやスクールソーシャルワーカーによる家庭、関係機関への働きかけなど、学校における相談体制の整備を図っています。

また、いじめを受けた児童生徒が、苦しみを抱え込まないで誰かに相談できるよう、札幌市などが設置している電話やメールによる各種相談窓口の周知徹底を今後も継続してまいります。

加えて、インターネットを介したいじめ対応については、専門業者によるネットパトロールを継続して実施してまいります。

「3 関係機関との連携」については、児童会館等、学校以外の子どもが育ち学ぶ施設において、いじめを発見した場合の対処について啓発するとともに、法務局や警察等、関係機関との連携した対応や意見交流を行ってまいります。

次に、第3章のいじめの防止等のために学校が実施する取組についてです。

1にあるように、全ての市立学校においては、学校規模などの自校の実情や地域の特性を考慮して「学校いじめ防止基本方針」を策定しています。この方針は、各学校における取組の反省等を踏まえ、定期的に評価し、見直しを図ることになります。

「2 いじめの防止等の対策のための組織の設置」については、全ての学校で常設の組織を設置することが義務付けられており、学級担任が1人で問題を抱え込まずに、必ず教職員が情報を共有し、組織として適切に対応することが求められています。

「3 いじめの防止」は、札幌市では、子どもの権利条例の中で子どもの意見表明権を重視し、児童生徒の自主的ないじめ防止の取組を大切にしています。具体的には、児童会や生徒会によるいじめ撲滅宣言の策定などの取組となります。

さらに、近年、増加しているインターネットを介したいじめの防止に向けては、専門業者等による児童生徒向けの安全教室や教職員向けの研修を実施し、情報モラル教育の充実を図ってまいります。

4のいじめの早期発見のためには、教職員による積極的な関わりによって、

児童生徒の小さなサイン、変容を把握して、組織でそれを共有することが大切と考えています。

5の家庭・地域との連携では、学校いじめ防止基本方針を学校だよりやホームページで公表するとともに、PTAや地域の方が集まる機会において、いじめ防止の取組や協力を促すなど、学校と家庭、地域が一体となった取組を推進してまいりたいと考えています。

続いて、第4章の市立学校におけるいじめの対処の流れについてです。

学校がいじめを把握した際には、学級担任などが問題を1人で抱え込まずに、組織による対応が求められます。

まず、組織で事実関係を確実に把握し、いじめられた児童生徒の安全と安心の確保を優先します。そして、いじめた児童生徒や周囲の児童生徒への指導をするとともに、保護者への対応を行います。

学校は、状況に応じて教育委員会や関係機関と連携し、いじめが解消しても、再び同様のいじめが発生しないよう、再発防止のための対策を策定し、きめ細かな対応を実施していくこととなります。

第5章は、市立学校における重大事態への対処について記載しています。

重大事態の調査に当たっては、事実関係を明確にするとともに、同様の事態の再発防止が目的となります。

また、調査結果を受けた市長が必要と認めるときは、附属機関の札幌市子ども・子育て会議において再調査を実施することとなります。

以上が概要版の説明になります。

次に、本方針の策定に向けたこれまでの経過と今後の予定についてご説明します。

いじめ防止対策推進法において、各自治体による基本方針の策定は努力義務となっていますが、都道府県及び政令指定都市のほぼ全てにおいて策定済み、または策定中という状況です。

札幌市教育委員会としては、北海道の動向を注視し、平成26年4月に施行された「北海道いじめ防止条例」の内容などを踏まえ、今年度当初に一旦の案をまとめて各学校に示しています。

その後、本方針案を各種校長会やPTA協議会に説明してご意見をいただくとともに、札幌市の特色として、子どもの権利条例を踏まえた内容とすることや、児童生徒の自主的ないじめ防止の取組を位置付けることなど、慎重に検討を進めてまいりました。

本年1月8日（金）には、法務局や警察、PTA協議会、各種の校長会の皆様にお集まりいただき、札幌市いじめ等の対策連絡協議会を開催するとともに、方針策定に向けた関係課長会議及び関係部長会議をそれぞれ実施し、ご意見を

伺ってまいりました。

今後の予定としては、1月20日（水）の企画調整会議の後、1月27日（水）の市長副市長会議を経て、2月29日（月）の文教委員会で報告し、パブリックコメントを実施する予定です。

パブリックコメントでの市民の皆様からのご意見を踏まえて、最終的な方針案を策定した後、改めて教育委員会会議で皆様にお諮りし、正式な決定という流れになります。

私からの説明は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

○長岡教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見はございますか。

○池田（官）委員 A3判の第2章の研究機関との連携や防止に関するところ全般に関連してですが、特に研究機関との連携で、いじめと直接関係というよりは、もしかすると間接的な関係ということになるかもしれませんが、自殺予防教育プログラムの開発や研究が進んでいると思います。この方針に、直接の自殺予防教育プログラムという文言を入れることは無理としても、そういったことを今後何年間にわたって各学校、全ての学校で何らかの形で行われることを目指していくべきではないかと私は考えています。今の段階から文言を入れるのは難しいかもしれませんが、そのような方向でぜひ盛り込むといいますか、背景にあるということをお考えに入れてほしいと思います。

○児童生徒担当部長 今回については載せておりませんが、約3年間の研究の成果を何らかの形で学校へ返すときに、そのようなところを重点的に盛り込んで発信してまいりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○池田（官）委員 はい。これは直接文言のことではないのですが、第3章の学校いじめ防止基本方針を策定する際に、PDCAサイクル確立していくと。これはそのとおりだと思いますし、必要なことだと思います。

各学校でそういった方針をつくる时候にも、Aの部分に当たるのでしょうか、評価指標のようなことをぜひ盛り込んで、具体的な数字それだけで評価はできないとは思いますが、評価の1つとしてぜひそういうことを盛り込んでいってくださるよう、指導いただけるとよいと思います。

例えば、具体的には、資料の方針（案）の4ページの、例えば「あなたは、自分がいじめられたら、誰に相談しますか」というところで、やはり、これは家族や友達が非常に多くて、そうだろうと思います。スクールカウンセラーや電話相談は、札幌市が比較的力を入れていこうとしているところに直接相談す

る児童生徒の率は意外と低いという印象を持ちました。

ですから、各学校でこういったアンケート、Aの評価をするときに、とれるかどうかということもよく分かりませんが、できればそういう方向でお願いしたいと思います。

恐らく、スクールカウンセラーで直接相談を受けるよりも、もう少し上のスーパーバイザー的な役割だと思いますので、スクールカウンセラーに相談する率が高くなるのがよいのかどうかはまた議論があるところだと思うのですが、各学校が方針を策定していくときのAの部分の具体的などうするのかということとをぜひ指導していただければと思います。

学校の先生についても、養護の先生と担任の先生とそのぐらいというように、児童生徒がもう少しきめ細かくいろいろなことを考えていらっしゃるかもしれないし、各学校単位でそういうことを拾えるような形になっていってもよいのではないかと思います。

○児童生徒担当部長 今、ご指摘のあった数値目標とは違うのですが、別添17ページの(4)市立学校におけるいじめ防止等の取組の推進のウに、学校評価におけるいじめ防止等の取組の確認があります。一番下に注釈がついているのですが、各学校において、学校の水準向上のために学校評価を毎年行っています。その項目の中に、今回、保護者や地域社会、関係機関等の連携協力の状況などを評価項目や評価指標等に設定して指導・助言していくという文言を入れています。

○児童生徒担当課長 あわせて、別添1の11ページに、各学校が学校いじめ防止基本方針を策定する際のいろいろなマニュアルについて盛り込んでいます。その中で、特に学校の実情に応じて、先ほどお話しがあったように、先生方へのいじめの相談が少ないですとか、スクールカウンセラーの相談が少ないなど、そういった実情があれば、そこを改善する具体的な取組として必ず盛り込んでいただきたいという話はしています。

その中で、PDCAサイクルを大事にしながら、年度、年度に応じて学校の方針を改善、見直しを図ってくださいということを、研修会、あるいは、方針の扱い方についてその都度説明をしながら、今言ったような話を大切にしていきたいと考えています。

○阿部委員 2点ほど伺います。まず、第4章で、担任の先生が1人で抱え込まないようにと書いていました。実際に、下書いてある図は、いじめが起きたときにどういう組織体制なのかということが書かれていると思いますが、担

任の先生が1人で抱え込まないようにするために、具体的に学校組織として、例えば、自分のクラスの生徒がいじめに遭っている、何か悩みごとがあると思ったときに、担任の先生は、まずどういう行動をするかというのは、これとは別なところに記載されているのかどうか、その流れを教えてください。1人で抱え込まないようにするために、担任の先生はどのような行動をするべきなのかということが、この図だと分かりにくいと思ってしまいました。まず、それが1点です。

もう1点は、家庭や地域との連携について、いろいろなところに出ていると思いますが、保護者には、例えば、紙面を通しての連絡や、学校のホームページを見る保護者も多いので、連携は取りやすいと思います。

地域の方との連携は、地域の方が学校のいじめに関してどこまで認知されているのかということを考えると、具体的にどうやって連携をとっていくのかがもう少し見えた方がよいと思います。別添1にも具体案が書かれているのですが、これが実際の運用として実行可能なのかと感じたので、その辺りはもう少し詳しいご説明があった方がよいと思います。

○児童生徒担当部長 まず1点目は、別添1の15ページに、対処の流れとして、流れが書いてありますが、担任が1人で抱え込まないというのは、第3章の2のいじめの防止等の対策のための組織の設置で、学校における組織の中で、各学級担任が1人で抱え込まないような組織になるように盛り込んでいます。

それから2点目の、家庭との連携は書かれているけれども、地域との連携については不足しているのではないかという点については、第2章の3、関係機関との連携の2つ目になりますが、学校以外の施設関係者との連携ということで、地域の施設との連携があります。こういうところで、地域の発信を求めていくのと、あわせて、学校には学校協議会等がありますので、そういう中で地域の方々の声を拾いながら、保護者だけではなくて、地域とともにいじめ防止対策が推進できるように考えているところです。

○児童生徒担当課長 1点目の担任が1人で抱え込まないというのは、大津市の事件にしても、集団のいじめの中で、仲間割れかな、ふざけ合いかなと思っていると、そのまま最悪の状態になっていて、実は、担任は知っていた、養護教諭は知っていたというところで、そこの部分にメスを入れようと考えています。組織的な対応を学校はしなくてはいけない、学校は今までも一生懸命しているのですが、改めてそれを法律に位置付けたところが大きいというのは、委員がおっしゃるような部分かと思っています。

具体的に、本書の12ページ、いじめ防止等のための学校の組織をつくらなけ

ればいけないということが法によって決められているということで、具体例をそこに載せていて、管理職や主幹教諭等の組織を使う、スクールカウンセラーを入れる、地域の方を入れるなど、必ず組織はつくらなくてはいけないということは書いていますが、あくまでも方針ですので、それをより具体化、具現化した形でよりよい方向を目指している学校を、いかに教育委員会はほかの学校に示していくのかということ、この方針をもとに行っていくのが必要と思っています。

11ページ「重点的な取組の例」の3つ目のいじめの対処の取組内容に、例えばこういうようなことがあるのではないかとということで、2つ目に「些細なことでも過小評価せずに、最低3名の教職員に相談する。」と書いています。こういう部分を盛り込みながら行っているのですが、組織的な対応というのは今後も大事にしていきたいと考えています。

さらに、地域住民の協力については、14ページ、5の家庭・地域との連携ということで、委員からお話があったように、いろいろなところで地域との関わりについてお願いするということを書いています。ここの3番目には、地域の方をお願いするのは、見守りや、いじめを発見した場合に学校へ連絡をするなど、学校も地域の行事に参加してそういった触手を伸ばしていくことが大事ですので、こういった形で本書には盛り込んでいます。それをより具体的に実践をしていきたいと考えています。

○阿部委員 12ページ、2の学校でつくる組織のことですが、これは、教育委員会がモデル事例として、このようにしてくださいという事例をこれからつくっていくということでしょうか。どういう流れになるのでしょうか。学校単位でやりなさい、それとも、このようにやりなさいということなのか、その辺りをもう一度ご説明をお願いします。

○児童生徒担当課長 法によって決められましたので、全ての学校は組織をつくっています。

今までも学校は組織をつくっていなかったかということ、生徒指導組織や教育相談のための学びの支援委員会など、そういった組織はつくっていました。改めていじめ問題の対処のための組織をつくってくださいということを働きかけており、昨年度において既につくっています。

多くの学校は大体こういうメンバーで組織をつくっていますという具体例を1つ取り上げて、あとは学校の実情に応じて、工夫して行っていただきたいという方針の形にしています。

○阿部委員 先ほど、3名の教職員に相談と言っていました。つまり、教職員ということは、管理職、上司ではなく、同僚に相談をするという意味ですか。そこは、どうして同僚なのか。組織をつくってくださいと言っておきながら、最低でも同僚3人に相談してくださいというのが、何か組織というよりも横のネットワークだけが広がって、そこからどうやって管理職につながっていくのか。組織としてやりなさいと言いながら、運用はこれからなのでしょうけれども、そこが少し気になりました。

○児童生徒担当課長 確かにおっしゃるとおり、管理職、校長には、いじめのことについては必ず連絡、報告、相談するようにということで、校長が把握することは大事なことです。別なところでは盛り込んでいますが、具体的な例でしたので、そのような形にしました。

○児童生徒担当係長 11ページでの例示では、「些細なこと」ということで、いじめに至らないものも、例えば、友達同士の関係性であったり、からかいであったり、そのようなものを日常的にいろいろな教員で共有していきましょう、その中で、同僚の間でも、これは大きないじめに発展する可能性があるよというようなものについては、どんどん組織に入れていき、組織的対応に乗せ、いじめかどうかを認知していくと、そういうような流れとなっています。

○阿部委員 分かりました。

○長岡教育長 ほかにありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第2号については、提案どおり決定することよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第2号は提案どおり決定します。

議案第3号以降は公開しないことといたしますので、傍聴の方がいらっしゃいましたら、退席いただくようお願いいたします。

〔傍聴者は退席〕

以下 非公開
